

第1編

総 規

第1章 通 則

○大雪消防組合格約

〔昭和48年4月1日〕
上振興第402号指令

改正 昭和49年4月1日上振興第485号指令 昭和52年8月11日上振興第123号指令
昭和54年3月1日上振興第31号指令 平成3年7月29日上振興第366号指令
平成11年8月31日告示第14号 平成19年3月15日上地政第3402号指令
平成25年10月22日上地政第2858号指令

（組合の名称）

第1条 この組合は、大雪消防組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第2条 組合は、美瑛町、東川町、東神楽町、当麻町、比布町及び愛別町（以下「関係町」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、消防に関する事務を共同処理する。

（組合の事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、美瑛町本町4丁目5番20号に置く。

（組合の議会の組織及び議員の選挙の方法）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、18人とする。

2 組合議員は、関係町の議会の議員のうちから当該町の議会で選挙し、その定数区分は、次のとおりとする。

美瑛町	3人
東川町	3人
東神楽町	3人
当麻町	3人
比布町	3人
愛別町	3人

（組合議員の任期）

第6条 組合議員の任期は、関係町の議会の議員としての任期による。

2 組合議員が関係町の議会の議員でなくなったときは、その職を失う。

3 組合議員が欠けた場合は、その組合議員が属していた関係町の議会において、速やかに補欠の組合議員を選挙しなければならない。

4 補欠の組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議長及び副議長）

第7条 組合の議会は、組合議員の中から議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

（組合の執行機関の組織及び選任の方法）

第8条 組合に、管理者1人、副管理者5人及び会計管理者1人を置く。

第1編 総規（大雪消防組合理約）

- 2 管理者は、組合議会において関係町の長のうちから選挙する。
- 3 副管理者は、管理者以外の関係町の長をもって充てる。
- 4 会計管理者は、管理者の属する町の会計管理者をもって充てる。
(管理者及び副管理者の任期)

第9条 管理者及び副管理者の任期は、関係町の長の任期による。
(補助職員)

第10条 組合に消防吏員及びその他の職員（以下「消防職員」という。）を置き、その定数は条例で定める。

- 2 消防長は、管理者が任免し、消防長以外の消防職員は、管理者の承認を得て消防長が任免する。
(団員)

第11条 組合に消防団員を置き、その団員の定数は条例で定める。

- 2 消防団長は、消防団の推せんに基づき管理者が任命し、消防団長以外の消防団員は管理者の承認を得て消防団長が任命する。
(監査委員)

第12条 組合に、監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者のうちから各1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者にあつては、その任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任された者にあつては4年とする。
(組合経費の支払方法)

第13条 組合の経費は、関係町の負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 前項の負担金の割合は、次のとおりとする。
 - (1) 議会費、監査委員費及び公平委員会費は、均等割とする。
 - (2) 本部経費は、人口割40%、財政割（消防費基準財政需要額）40%、均等割20%とする。
- 3 前項以外の経費については、組合議会の議決により定める。
(負担金の納付)

第14条 前条の負担金は、管理者の指定する期日までに納付しなければならない。
(委任)

第15条 この規約の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規約は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日上振興第485号指令）

この規約は、許可の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年8月11日上振興第123号指令）

この規約は、許可の日から施行する。ただし、変更後の規約第4条の規定は、昭和51年7月1日から適用する。

附 則（昭和54年3月1日上振興第31号指令）

この規約は、許可の日から施行する。

第1編 総規（大雪消防組合同規約）

附 則（平成3年7月29日上振興第366号指令）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（平成11年8月31日告示第14号）

この規約は、平成11年9月1日から施行する。

附 則（平成19年3月15日上地政第3402号）

（施行期日）

1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の際、現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例による。

3 前項の場合においては、この規約による改正後の規約第8条第1項及び同条第4項の規定は適用せず、この規約による改正前の規約第8条第1項及び第9条第2項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成25年10月22日上地政第2858号）

この規約は、平成26年4月1日から施行する。